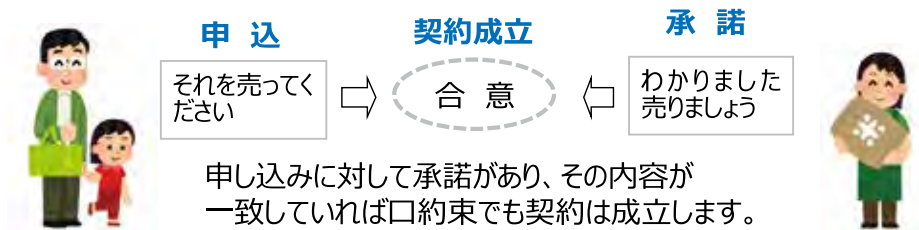


契約ってなに？

私たちはくらししていくうえで、物の売り買いや貸し借りをしたり、他人に仕事を頼んだりします。このような様々なやり取り全てが契約です。



申し込みに対して承諾があり、その内容が一致していれば口約束でも契約は成立します。

契約してからやめることはできるの？

契約をしたらお互いに約束を守る義務があります。

「もっと安くて良いものを見つけたから」「支払えなくなったから」と自分の都合で簡単に解約できるものではありません。

契約を取り消したり 解約できる場合

(民法・消費者契約法及び特定商取引法などの特別法)

合 意 解 除	話し合いによる解約
無 効 ・ 取 消	契約できる能力がなかった (未成年者、成年被後見人など) ウソの説明をされた 契約の内容を勘違いした 無理強いされた など
ク ー リ ン グ ・ オ フ	特定商取引法、その他特別法が適用される場合
中 途 解 約	特定継続的役務提供取引のように中途解約の定めがある場合など

安易に契約をしないことが一番です、契約は慎重に！！